

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町介護老人（福祉・保健）施設物価高騰臨時対策補助金
担当部署	福祉部 高齢者福祉課 介護支援係
担当者名	鳥海 和正
補助対象 町内にあり、介護保険サービスを提供する施設 介護老人福祉施設 4 施設 及び介護老人保健施設 3 施設 計 7 施設	
規 程 等 令和5年度瑞穂町介護老人（福祉・保健）施設物価高騰臨時対策補助金交付要綱 ※今後制定予定	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設への補助 物価高騰の影響を受けている町内介護施設に対し、負担軽減のための支援として、運営経費（東京都が補助する燃料費、光熱費、食材費を除く）の一部を補助するものです。 実施主体：瑞穂町	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 物価高騰の影響を利用者に価格転嫁できない介護施設に対し、町が予算の範囲内で施設の運営経費（東京都が補助する燃料費、光熱費、食材費を除く）の一部を補助することで、負担軽減を図り、事業所等の安定した運営を維持する必要があるため。 補助対象施設には補助事業として補助金を支給します。	
補助金額 基準額：対象施設（町内からの利用者が30%以上） 40万円×5施設 " （ " 30%未満） 30万円×2施設 施設合計 2,600,000円	
補助割合 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用予定	
実施期間 令和5年10月1日から令和6年2月29日まで	
その他 令和5年10月からの新設事業	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金
担当部署	福祉部 福祉課 福祉推進係
担当者名	小山健一
補助対象 次の①又は②に該当する世帯 ① 基準日（令和5年12月1日）において同一世帯に属する者全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ② 家計が急変し①と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）	
規 程 等 令和5年度瑞穂町住民税非課税世帯等に対する低所得世帯支援金支給事務実施要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ① 支給対象世帯：3, 600世帯 ② 支給金額：1世帯当たり 70, 000円 ③ 支給受付期間：2月から3月31日 ④ 支給方法：指定口座に振り込み（プッシュ型） ⑤ 財 源：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（補助率10／10）	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） エネルギー・食料品価格等の物価高騰による生活への影響を軽減するため、引き続き、住民税非課税世帯等に低所得世帯支援金を給付する必要があるため。	
補助金額 令和5年度第6号補正にて補正予算を要求予定。 ① 負担金、補助及び交付金：非税世帯等への臨時特別給付金 @ 70, 000円 × 3, 600世帯 = 252, 000, 000円 ② 委託料：システム改修委託料 外 = 6, 999, 000円	
補助割合 10分の10	
実施期間 支給受付期間：2月から3月31日	
その他 ○世帯員の変更があった世帯、基準日以降の転入世帯等は、別途申請や確認が必要となります。 ○住民部税務課の協力及び連携のもと事業を進めます。	

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金																		
担当部署	福祉部 福祉課 障がい者支援係																		
担当者名	若松亮子																		
補助対象	①～④の障害福祉サービス事業を実施する町内の事業所 ①宿泊系サービス（共同生活援助、短期入所） ②訪問系サービス（居宅介護、同行援護等） ③通所系サービス（生活介護、就労継続支援事業等） ④相談系サービス（自立生活援助、計画相談支援等）（①～④計23サービス） ⑤①～④に類似するサービス（地域活動支援センター事業、障害児等タイムケア事業） 民間事業所：16（既存15＋新規開設見込1）事業所、公立事業所：5事業所																		
規程等	令和5年度障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金要綱（今後改正予定）																		
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	実施主体：瑞穂町 対象経費：対象事業を実施する事業所が支出した光熱費、燃料費、食材費等に対し、下記基準額を上限に補助 基準額：対象事業①：単価158円×利用者数×事業日数（152日上限） 対象事業②：単価42円×利用者数×事業日数（152日上限） 対象事業③～⑤：単価42円×利用者数×事業日数（102日上限）																		
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	物価高騰に直面する中、利用者から高騰分を徴収することが困難な福祉サービス事業所の負担軽減を目的とします。 補助対象事業所のうち、民間事業所には補助事業として、町が設置する公立の事業所には委託料の増額として補助を行います。																		
補助金額（補助基準額で積算） ※事業所数は重複あり	民間事業所補助分（新規事業所1か所開設を見込む） <table> <tr> <td>対象事業①：6事業所</td> <td>1,272,000円</td> </tr> <tr> <td>対象事業②：3事業所</td> <td>183,000円</td> </tr> <tr> <td>対象事業③：7事業所</td> <td>797,000円</td> </tr> <tr> <td>対象事業④：2事業所</td> <td>174,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,426,000円</td> </tr> </table> 公立事業所補助分 <table> <tr> <td>対象事業③：2事業所</td> <td>222,000円</td> </tr> <tr> <td>対象事業④：2事業所</td> <td>162,000円</td> </tr> <tr> <td>対象事業⑤：2事業所</td> <td>230,000円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>614,000円</td> </tr> </table> 全事業所合計 3,040,000円	対象事業①：6事業所	1,272,000円	対象事業②：3事業所	183,000円	対象事業③：7事業所	797,000円	対象事業④：2事業所	174,000円	合計	2,426,000円	対象事業③：2事業所	222,000円	対象事業④：2事業所	162,000円	対象事業⑤：2事業所	230,000円	合計	614,000円
対象事業①：6事業所	1,272,000円																		
対象事業②：3事業所	183,000円																		
対象事業③：7事業所	797,000円																		
対象事業④：2事業所	174,000円																		
合計	2,426,000円																		
対象事業③：2事業所	222,000円																		
対象事業④：2事業所	162,000円																		
対象事業⑤：2事業所	230,000円																		
合計	614,000円																		

補助割合

民間事業所分は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当を予定
公立事業所分は町一般財源

補助対象期間

令和5年10月1日から令和6年2月29日まで

その他

令和5年4～9月に実施した補助と同様の内容で10～翌2月に補助期間を延長するものです。
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用等、財源確保に努めます。

令和５年度瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策 補助金交付要綱

〔令和５年９月６日〕
〔告示第１８７号〕

（目的）

第１条 この要綱は、物価高騰の影響を利用者に価格転嫁できない障害福祉サービス事業所に対し、瑞穂町が予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、障害福祉サービスの円滑な実施を図ることを目的とする。

（交付対象）

第２条 瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金（以下「補助金」という。）の交付対象は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たす者とする。

- （１）瑞穂町の区域内に住所を有し、かつ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）及び児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に規定する別表に掲げる事業（以下「事業」という。）を行う事業所（以下「事業所」という。）を運営する者であること。ただし、瑞穂町が設置する事業所（地方地自法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）を運営する者を除く。
- （２）令和５年４月１日から同年９月３０日までの間に事業所を運営する者であること。

（補助対象経費）

第３条 補助金の交付対象となる経費は、次の各号に掲げるいずれの要件も満たすものとする。

- （１）令和５年４月１日から同年９月３０日までの間に事業所が事業の実施に要した光熱費、燃料費、食材費等の経費のうち、同年１０月３１日までに支払を終えたもの
- （２）他の補助金の申請に係る対象経費でないこと。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の交付額は、前条に規定する経費の実支出額と別表に定める補助基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、令和5年10月31日までに行わなければならない。

（補助金の交付決定及び通知）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、補助金の交付の可否を決定したときは、瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金交付決定通知書（様式第2号）又は瑞穂町障害福祉サービス事業所物価高騰臨時対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第7条 前条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、速やかに、請求書（様式第4号）により町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、当該請求書に記載された金融機関の預貯金口座に補助金を振り込むものとする。

（補助金の返還）

第8条 町長は、補助事業者が虚偽の申請その他不正な行為等により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

（仕入控除税額の報告）

第9条 この補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び

地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに町長に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

（補則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成 18 年規則第 11 号）の定めるところによる。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第2条、第4条関係）

事業名	補助基準額
（宿泊系サービス） 共同生活援助、短期入所 （ただし、空床利用型の短期入所を除く。）	令和5年4月から9月までの各月の利用者数（ただし、定員数を上限とする。）に事業実施日数（注1）と1日当たり単価158円を乗じた額（1,000円未満切捨て）
（訪問系サービス） 居宅介護、重度訪問介護、同行援助、行動援助、重度障害者等包括支援	サービス利用者数（注2）に事業実施日数（注1）と1日当たり単価42円を乗じた額（1,000円未満切捨て）
（通所系サービス） 生活介護、宿泊型自立訓練、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	サービス利用者数（注2）に事業実施日数（注1）（6箇月の日数の合計の上限を124日とする。）と1日当たり単価42円を乗じた額（1,000円未満切捨て）
（相談系サービス） 自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援	

注1 令和5年4月から同年9月までの各月の日数。ただし、事業所の休業日を除く。

注2 東京都国民健康保険団体連合会に提出する令和5年4月から同年9月までの各月のサービス提供分に係る利用者数（他自治体の住民分を含む。）

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援給付金
担当部署	福祉部 子育て応援課 子育て支援係
担当者名	島崎 友介
給付対象 保育所及び幼稚園等（副食費の値上げを行っている施設を除く）に所属していない未就学児童を養育する保護者 ※保育所等とは、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所）、認証保育所等のことです。	
規程等 令和5年度瑞穂町在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援給付金給付事業実施要綱	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ・実施主体：福祉部 子育て応援課 子育て支援係 ・給付対象者：保育所及び幼稚園等（副食費の値上げを行っている施設を除く）に所属していない未就学児童を養育する保護者 ・対象児童：保育所及び幼稚園等（副食費の値上げを行っている施設を除く）に所属していない未就学児童 ・給付金額：対象児童1人当たり月額@200円×12か月分＝2,400円 ※月額の算出根拠は、物価高騰の影響を踏まえ、保育所及び幼稚園等副食費に係る公定価格が200円引上げ（4,500円→4,700円）されたため。 ・申請方法：申請書の提出による ・支払方法：指定口座への振込	
給付の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び国際情勢等から生じた物価高騰の影響に伴う食材費の値上等により、在宅で未就学児童を養育している保護者等の経済的負担が増加しており、その負担軽減を図るために実施するものです。 同時に、保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金事業を実施する予定であり、町全体の児童への支援の公平性を担保すること、町の未来を担う児童の健やかな成長に寄与することから両事業を実施するものです。	
給付金額 児童1人当たり月額200円 ※4月分から9月分までの給付金は、支給済みです。	
給付割合 全額町負担	
実施期間 令和5年4月から令和6年3月まで（12か月分）	
その他 実施期間を令和5年4月から9月までとし同様の事業を行いましたが、令和6年3月まで期間を延長するものです。	

○令和５年度瑞穂町在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援
給付金給付事業実施要綱

令和５年６月１６日
告示第１３２号

（目的）

第１条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び国際情勢等から生じた物価高騰の影響に伴う食材費の値上げ等により、在宅で未就学児童を養育している保護者等に対して、令和５年度瑞穂町在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援給付金（以下「給付金」という。）を給付し、食材費に係る経済的負担軽減を図ることを目的とする。

（給付対象者）

第２条 給付金の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、瑞穂町の住民基本台帳に記録されている平成２９年４月２日から令和５年９月１日までの間に出生した者で、各月１日時点で、次の各号のいずれかに該当する施設に通所していない者とする。

（１） 児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３９条第１項に規定する保育所

（２） 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園

（３） 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第７条第５項に規定する保育を行う事業を実施する地域型保育事業

（４） 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園

（５） 東京都認証保育所事業実施要綱（平成１３年５月７日付け１２福子推第１１５７号）に規定する東京都認証保育所

（６） 子ども・子育て支援法第５８条の２の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認を当該施設が所在する区市町村から受け、公示をされている認可外保育施設

２ 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に出生した者で、各月１日時点で、同項各号のいずれかの施設に通所している者であっても、当該施設が副食費の値上げを行っている場合は、

当該通所している者を給付対象者とする。ただし、当該施設が副食費の値上げを行っているか否かにかかわらず、当該通所している者が副食費の減免対象となっている場合は、この限りでない。

（給付額）

第3条 給付額は、児童1人につき月額200円とする。

（申請・受給権者）

第4条 給付金の申請・受給権者（以下「申請・受給権者」という。）

は、給付対象者を養育している者（瑞穂町乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第19号）第2条第2項に規定する乳幼児を養育している者をいう。）とする。

（DV等避難者の取扱い）

第5条 前条の規定にかかわらず、給付対象者を養育している者が配偶者からの暴力を理由に避難し、当該配偶者と生計を別にしていない者（婦人相談所一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。）又は売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設（以下「婦人保護施設」という。）の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族等、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしていない入所者を含む。以下「DV等避難者」という。）及びその同伴者であって、居住地に住所を定め、転入又は転居について、届出をしていないもの又は職権に基づいて住民票の記載をされていないものが、次の各号のいずれかの要件を満たしている旨を町長に申し出た場合、当該DV等避難者は、申請・受給権者とする。

（1） 当該配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定に基づく保護命令（同条第1項第1号の規定に基づく接近禁止命令又は同項第2号の規定に基づく退去命令）が出されていること。

（2） 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関（行政機関及び関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体を含む。）が発行した確認書及び親族からの暴力を理由に婦人相談所一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に

対し、婦人相談所により発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

(3) 給付対象者出生日の翌日以後に住民票が瑞穂町において作成され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

(施設入所等児童の取扱い)

第6条 第2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童が令和5年9月1日までに町の住民基本台帳に記録され、かつ、当該児童を養育している者が町の住民基本台帳に記録されているときは、当該児童を給付対象者とする。

(1) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（同法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において養育することが一時的に困難となったことに伴い、2月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

(2) 児童福祉法第24条の2第1項の規定により障害児入所給付費を支給されている、若しくは同法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院している児童（2月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定発達支援医療機関に入院している児童を除く。）

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は婦人保護施設に入所している児童（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされてい

る者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。)

(4) 児童福祉法第38条に規定する母子生活支援施設に入所している児童(2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

(代理人による申請)

第7条 申請・受給権者に代わり、代理人として申請を行うことができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

(1) 法定代理人(成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人、代理権付与の審判がなされた補助人等をいう。)

(2) 親族その他の平素から申請・受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認めるもの

2 町長は、代理人から給付金の代理申請があったときは、委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を当該代理人から提出させ、代理人の本人確認書類及び申請・受給権者との間の代理関係を確認する。

3 町長は、代理人の本人確認ができなかった場合又は申請・受給権者と代理人との間の代理関係を確認できなかった場合は、代理申請を受け付けないものとする。

(申請書の様式)

第8条 申請書の様式は、令和5年度瑞穂町在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援給付金給付申請書兼請求書(別記様式。以下「申請書」という。)を用いるものとする。

(申請)

第9条 申請・受給権者は、申請書に、給付金の給付に必要な事項を記入し、当該申請書を町長に提出するものとする。

2 申請・受給権者は、町長が行う給付金の給付申請の審査及び振込みのために必要な当該申請・受給権者及び養育している児童に係る個人情報調査することに同意しないときは、次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

(1) 個人番号カード、運転免許証、健康保険被保険者証、年金手帳等の写し等の本人確認書類

(2) 金融機関名、口座番号及び口座名義人が分かる通帳並びにキャッシュカード、インターネットバンキング等の画面の写

し等の振込先口座の確認書類

3 給付金の申請は、給付対象者 1 人につき 1 回までとする。

(申請受付開始日)

第 10 条 申請受付開始日は、町長が別に定める。

(申請期限)

第 11 条 申請期限は、令和 6 年 3 月 29 日までとする。

(給付決定)

第 12 条 町長は、第 9 条の規定により、提出された申請書を受け付けたときは、速やかに内容を審査した上で、給付を決定し、給付金を申請・受給権者に給付する。

(給付方法)

第 13 条 給付方法は、前条の規定により給付決定をした後、申請・受給権者の本人名義の銀行口座への振込みにより行う。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、銀行口座がない等、真にやむを得ない場合に限り、窓口における給付を認めるものとする。

(不当利得の返還)

第 14 条 町長は、偽りその他不正な手段により給付金の給付を受けたと認めるときは、給付した額の全部又は一部を返還させることができる。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、給付金の給付について必要な事項は、瑞穂町補助金等交付規則（平成 18 年規則第 11 号）に定めるところによる。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、告示の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(失効等)

2 この告示は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 9 条に規定する申請がされたものについてのこの告示の規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

(表)

別記様式（第8条関係）

令和 年 月 日

瑞穂町長 あて

(申請者)

住 所 瑞穂町

氏 名

電話番号 — —

令和5年度瑞穂町在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援給付金
給付申請書兼請求書

令和5年度瑞穂町在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援給付金給付事業実施要
綱第9条の規定により、下記のとおり申請及び請求します。

記

住 所 ※住所地が申請者と異なる場合	瑞穂町		
ふりがな			
児 童 名			
生年月日	平成・令和 年 月 日	年 齢	歳
申請月数	令和 年 月～令和 年 月分 か月分		
請求金額	円		
支給方法	一括支給 (9月分まで)		

次の事項に同意の上、在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援給付金（給付対象者（児童）1人当たり月額200円）の支給を申請しますので、裏面指定の口座にお支払いください。

(同意事項)

- 1 受給資格及び振込先口座情報の確認に当たり、瑞穂町保有の公簿等で確認が行われる場合があること。
- 2 公簿等で確認できないときは、関係書類の提出を求められ、これに応じること。
- 3 口座の不備等で振込みが完了せず、瑞穂町が令和6年5月31日までに申請者（代理人を含む。）に連絡し、及び確認することができないときは、この申請が取り下げられたものとみなされること。
- 4 申請者が給付に係る児童を養育している者でなく、在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援給付金の給付を受けた事実が判明したときは、返還に応じること。

(裏)

振込先口座（養育している方本人名義の口座に限ります。）

口座名義人																	
ゆうちょ銀行	通帳の記号						通帳の番号										
	1					0	—										1
銀行等の口座	銀行・信金・信組 信連・農協・漁協											本店 支店					
	☐ 普通 ☐ 当座		口座番号														

給付対象者（児童）を養育している方が病気、長期不在等の理由で申請できない場合に
代理人を選任して委任することができます。
代理申請を御希望の方は、記入前に子育て応援課 子育て支援係にご連絡ください。
受付時間 午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除きます。）
電話番号 （042）557－7624

瑞穂町長 あて

（給付対象者を養育している方）
氏 名（白署）

私は、次の者を代理人に定め、瑞穂町在宅養育児童等保護者負担軽減臨時支援給
付金の申請及び請求を委任します。

（代理申請者）

代理人氏名	
申請者との関係	
住所	〒 — —
電話番号	— —
添付書類	代理人の方の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、健 康保険被保険者証、年金手帳等）の写しを添付してください。

別記様式（第8条関係）

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金																																										
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係																																										
担当者名	池田 隼士																																										
補助対象	町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園のうち、副食費の値上げをしていない施設 計12園																																										
規程等	令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等給食食材費臨時支援補助金交付要綱																																										
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象施設：町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園のうち、副食費の値上げをしていない施設 計12園																																										
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び国際情勢等から生じた物価高騰の影響に伴い、保育所及び幼稚園等における給食食材費の値上げ等により、給食の提供にも影響が出ています。副食費の値上げによる保護者負担の増加を防止することを目的に実施するものです。 同時に、食材価格高騰に伴う在宅養育児童保護者負担軽減臨時給付金事業を実施する予定であり、町全体の児童への支援の公平性を担保すること、町の未来を担う児童の健やかな成長に寄与することから両事業を実施するものです。																																										
補助金額	・算定方法：副食費公定価格値上げ額（200円）×実施期間における毎月初日の在籍児童のうち、副食費免除対象外の児童数 ・予算額：下記金額と令和5年6月補正予算の執行残額の差額を12月補正予算で計上予定です。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th><th>項</th><th>目</th><th>節</th><th>細節</th><th>細々節及び科目名</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>03</td><td>02</td><td>02</td><td>18</td><td>01</td><td>09 保育所等給食食材費臨時支援補助金</td><td>626</td></tr> <tr> <td>03</td><td>02</td><td>03</td><td>12</td><td>12</td><td>01 むさしの保育園指定管理者委託料</td><td>119</td></tr> <tr> <td>03</td><td>02</td><td>03</td><td>12</td><td>12</td><td>02 石畑保育園指定管理者委託料</td><td>140</td></tr> <tr> <td>09</td><td>04</td><td>01</td><td>18</td><td>01</td><td>08 幼稚園等給食食材費臨時支援補助金</td><td>310</td></tr> <tr> <td colspan="6">計</td><td>1,195</td></tr> </tbody> </table>	款	項	目	節	細節	細々節及び科目名	金額（千円）	03	02	02	18	01	09 保育所等給食食材費臨時支援補助金	626	03	02	03	12	12	01 むさしの保育園指定管理者委託料	119	03	02	03	12	12	02 石畑保育園指定管理者委託料	140	09	04	01	18	01	08 幼稚園等給食食材費臨時支援補助金	310	計						1,195
款	項	目	節	細節	細々節及び科目名	金額（千円）																																					
03	02	02	18	01	09 保育所等給食食材費臨時支援補助金	626																																					
03	02	03	12	12	01 むさしの保育園指定管理者委託料	119																																					
03	02	03	12	12	02 石畑保育園指定管理者委託料	140																																					
09	04	01	18	01	08 幼稚園等給食食材費臨時支援補助金	310																																					
計						1,195																																					
補助割合	重点支援地方交付金を充当予定です。																																										
実施期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで （今回は令和5年10月1日から令和6年3月31日までを追加するものです。）																																										
その他	・令和4年度及び令和5年度前期に同様の事業を実施しています。 ・副食費の値上げをした施設に通所する児童の保護者に対しては、食材価格高騰に伴う在宅養育児童保護者負担軽減臨時給付金事業により負担軽減を図ります。																																										

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金																																																
担当部署	福祉部 子育て応援課 保育・幼稚園係																																																
担当者名	池田 隼士																																																
補助対象 Aグループ：町内認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、幼稚園 計13園 Bグループ：一時預かり事業、定期利用保育事業、病児保育事業																																																	
規程等 令和5年度瑞穂町保育所及び幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金交付要綱																																																	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ・実施主体：瑞穂町 子育て応援課 保育・幼稚園係 ・対象児童数：Aグループ：実施期間における各月の初日在籍児童数の合計 Bグループ：実施期間における延べ利用児童数 ・補助金額：Aグループ：児童一人当たり月額1,265円 Bグループ：児童一人当たり日額 60円																																																	
補助の必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 物価高騰に直面する中、利用者から高騰分の経費を徴収することが困難な保育所等の負担（光熱費等）軽減をするものです。																																																	
補助金額 下記金額と令和5年6月補正予算の執行残額の差額を12月補正予算で計上予定です。 【歳出】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>款</th><th>項</th><th>目</th><th>節</th><th>細節</th><th>細々節及び科目名</th><th>金額（千円）</th><th>内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>03</td><td>02</td><td>02</td><td>18</td><td>01</td><td>10 保育所等物価高騰臨時対策事業補助金</td><td>3,973</td><td>△3,958,185円 □14,400円</td></tr> <tr> <td>03</td><td>02</td><td>03</td><td>12</td><td>12</td><td>01 むさしの保育園指定管理者委託料</td><td>754</td><td>△751,410円 □1,800円</td></tr> <tr> <td>03</td><td>02</td><td>03</td><td>12</td><td>12</td><td>02 石畑保育園指定管理者委託料</td><td>906</td><td>△884,235円 □21,600円</td></tr> <tr> <td>09</td><td>04</td><td>01</td><td>18</td><td>01</td><td>09 幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金</td><td>2,997</td><td>△2,636,260円 □360,660円</td></tr> <tr> <td colspan="6">計</td><td>8,630</td><td>△8,369,240円 □293,160円</td></tr> </tbody> </table>		款	項	目	節	細節	細々節及び科目名	金額（千円）	内訳	03	02	02	18	01	10 保育所等物価高騰臨時対策事業補助金	3,973	△3,958,185円 □14,400円	03	02	03	12	12	01 むさしの保育園指定管理者委託料	754	△751,410円 □1,800円	03	02	03	12	12	02 石畑保育園指定管理者委託料	906	△884,235円 □21,600円	09	04	01	18	01	09 幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金	2,997	△2,636,260円 □360,660円	計						8,630	△8,369,240円 □293,160円
款	項	目	節	細節	細々節及び科目名	金額（千円）	内訳																																										
03	02	02	18	01	10 保育所等物価高騰臨時対策事業補助金	3,973	△3,958,185円 □14,400円																																										
03	02	03	12	12	01 むさしの保育園指定管理者委託料	754	△751,410円 □1,800円																																										
03	02	03	12	12	02 石畑保育園指定管理者委託料	906	△884,235円 □21,600円																																										
09	04	01	18	01	09 幼稚園等物価高騰臨時対策事業補助金	2,997	△2,636,260円 □360,660円																																										
計						8,630	△8,369,240円 □293,160円																																										
補助割合 重点支援地方交付金を充当予定です。																																																	
補助対象期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで （今回は令和5年10月1日から令和6年3月31日までを追加するものです。）																																																	
その他 ・令和4年度及び令和5年度前期に、都の補助を受け同様の事業を実施しています。 ・後期分については、現在都の補助はありませんが、追加された場合は活用します。																																																	

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	敬老金
担当部署	福祉部 高齢者福祉課 高齢者支援係
担当者名	中村 徹
対象 敬老の日において、その年齢に達する方で、瑞穂町に住民基本台帳法の定めにより、住所がある方。また、介護老人福祉施設に入所されている方で、住所地特例にて施設の所在する区市町村から、対象年齢での敬老金の支給がない方。 現行支給対象年齢：７７歳、８８歳、９９歳、１００歳以上	
規程等 瑞穂町敬老金条例（昭和４５年条例第５号）	
事業概要 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） 高齢者に対し、敬老金を贈呈し、敬老と長寿を祝うことを目的とするものです。 <対象年齢及び敬老金の額> ７７歳：１０，０００円 ８８歳：１０，０００円 ９９歳：２０，０００円 １００歳以上：３０，０００円 <贈呈方法> コロナ禍前は、敬老金（瑞穂町商業協同組合発行の商品券）を地区民生委員により贈呈していましたが、コロナ禍により郵送となりました。令和５年度からは、瑞穂町商業協同組合発行の商品券が廃止となることにより、現金にて口座振り込みとしています。	
見直しの必要性 （できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること） ① ７７歳及び９９歳への贈呈の廃止 町の高齢化率は、令和５年９月には３０％を超えました。高齢者人口の増加に伴い、年々支給額が増加していくことが予想されます。また、近隣市町村では、既に見直しを始めています。この事業を継続していくために、敬老金の対象者を見直します。 ② 敬老金の対象期間（対象年齢に達する日の属する期間）を、「敬老の日」基準ではなく、４月１日から３月３１日へ変更。 敬老金は、前年度の敬老の日から、本年度の敬老の日の期間において、対象年齢に達する方に贈呈していましたが、１００歳訪問祝状贈呈事業は、年度内に１００歳に達する方に贈呈していました。各事業の対象期間が異なることで、対象者から分かりづらいとの意見が寄せられていたため、統一します。	
補助金額 ＜対象年齢及び敬老金の上限額＞ ８８歳：１０，０００円 １００歳以上：３０，０００円 ※額の変更はありません。	
実施期間 令和６年４月から	
その他	

○瑞穂町敬老金条例

昭和 4 5 年 3 月 1 3 日

条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、高齢者に対し敬老金を贈呈し、敬老と長寿を祝うことを目的とする。

(資格)

第 2 条 町長は、毎年国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）第 2 条に規定する敬老の日（以下「敬老の日」という。）において、次に掲げる要件を備えている者に対し、敬老金を贈呈するものとする。

(1) 7 7 歳、8 8 歳、9 9 歳又は 1 0 0 歳以上の者であること。

(2) 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により、第 4 条に規定する贈呈の日の属する年の 4 月 1 日から当該贈呈の日まで引き続き町の住民基本台帳に記録され、かつ、町の区域内に居住していること。

2 前項の規定にかかわらず、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 3 条第 1 項に規定する住所地特例対象被保険者で、町の区域内に所在する住所地特例対象施設（同項に規定する住所地特例対象施設をいう。以下同じ。）に入所等をしているものには、敬老金を贈呈しない。

3 第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、第 4 条に規定する贈呈の日の属する年の 4 月 1 日前に町の区域内に住所を有していた者が、町の区域外に所在する住所地特例対象施設に入所等をし、当該施設の所在する市町村（特別区を含む。）で敬老金に相当する金員の支給を受けていないときは、敬老金を贈呈する。

（昭和 4 7 条例 6 ・昭和 5 9 条例 1 8 ・平成 3 条例 1 8 ・平成 1 0 条例 2 0 ・平成 1 6 条例 1 2 ・平成 1 8 条例 1 0 ・平成 2 4 条例 1 2 ・平成 3 0 条例 7 ・一部改正）

(敬老金の額等)

第 3 条 敬老金の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

(1) 77歳又は88歳の者 10,000円

(2) 99歳の者 20,000円

(3) 100歳以上の者 30,000円

2 敬老金は、現金をもって贈呈する。ただし、町長が必要と認める場合は、敬老金に相当する額の物品を贈呈することができる。

(昭和47条例6・平成3条例18・平成11条例25・平成14条例18・平成18条例10・平成30条例7・令和5条例7・一部改正)

(贈呈の日)

第4条 敬老金は、毎年敬老の日に贈呈する。ただし、町長が必要と認める場合は、この限りでない。

(平成3条例18・平成16条例12・平成18条例10・一部改正)

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月16日条例第6号)

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年9月14日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年度支給分から適用する。

附 則 (平成3年6月11日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年9月10日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第2条第2項の規定にかかわらず、平成7年3月31日以前に町外から町内の施設に入所している者は、なお従前の例による。

附 則 (平成11年9月10日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 6 月 10 日 条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 6 月 14 日 条例第 12 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 15 日 条例第 10 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 8 日 条例第 12 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 12 日 条例第 7 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 10 日 条例第 7 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式

補助金等の創設に係る審査書

補助金等名称	令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金																													
担当部署	福祉部 高齢者福祉課 介護支援係																													
担当者名	鳥海 和正																													
補助対象	町内に事業所を有し、介護保険サービスを提供する事業所又は施設 ① 宿泊系事業所【短期入所生活介護他】 ② 訪問系事業所【訪問介護・訪問入浴他】 ③ 通所系事業所【通所介護・地域密着型通所介護他】 ④ 相談系事業所【居宅介護（介護予防）支援】																													
規 程 等	令和5年度瑞穂町介護サービス事業所物価高騰臨時対策補助金交付要綱 ※今後要改正予定																													
事業概要（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	物価高騰の影響を受けている町内介護事業所等に対し、負担軽減のための支援として、燃料費、光熱費、食材費等の一部を補助するものです。 実施主体：瑞穂町 基 準 額：対象事業所① 利用者数×158円×日数（152日上限） 対象事業所② 利用者数× 42円×日数（152日上限） 対象事業所③ 利用者数× 42円×日数（区分ごと日数違いあり） 対象事業所④ 利用者数× 42円×月数（5月上限）																													
補助の必要性（できるだけ詳細に記述し、必要な場合には別紙として添付すること）	物価高騰の影響を利用者に価格転嫁できない介護事業所等に対し、町が予算の範囲内で運営経費（燃料費、光熱費、食材費等）の一部を補助することで、負担軽減を図り、事業所等の安定した運営を維持する必要があるため、事業を実施します。 補助対象事業所のうち、民間事業所には補助事業として補助金を支給し、町が設置する公立事業所には、補助金支給相当分を委託料に追加し支給します。																													
補助金額	民間事業所分 <table border="0"> <tr> <td>対象事業所①</td> <td>8事業所</td> <td>1, 296, 000円</td> </tr> <tr> <td>対象事業所②</td> <td>13事業所</td> <td>1, 922, 000円</td> </tr> <tr> <td>対象事業所③</td> <td>14事業所</td> <td>1, 543, 000円</td> </tr> <tr> <td>対象事業所④</td> <td>8事業所</td> <td>170, 000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>4, 931, 000円</td> </tr> </table> 公立事業所分 <table border="0"> <tr> <td>対象事業所③</td> <td>2事業所</td> <td>65, 000円</td> </tr> <tr> <td>対象事業所④</td> <td>1事業所</td> <td>33, 000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>98, 000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>全事業所合計</td> <td>5, 029, 000円</td> </tr> </table>			対象事業所①	8事業所	1, 296, 000円	対象事業所②	13事業所	1, 922, 000円	対象事業所③	14事業所	1, 543, 000円	対象事業所④	8事業所	170, 000円		合計	4, 931, 000円	対象事業所③	2事業所	65, 000円	対象事業所④	1事業所	33, 000円		合計	98, 000円		全事業所合計	5, 029, 000円
対象事業所①	8事業所	1, 296, 000円																												
対象事業所②	13事業所	1, 922, 000円																												
対象事業所③	14事業所	1, 543, 000円																												
対象事業所④	8事業所	170, 000円																												
	合計	4, 931, 000円																												
対象事業所③	2事業所	65, 000円																												
対象事業所④	1事業所	33, 000円																												
	合計	98, 000円																												
	全事業所合計	5, 029, 000円																												

補助割合

民間事業所分は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当予定
公立事業所分は町一般財源

実施期間

令和５年１０月１日から令和６年２月２９日まで

その他

令和５年４月から９月に実施した補助と同様の内容で、１０月から翌２月まで期間を延長するものです。
物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し財源の確保に努めます。